

# 登録免許税一覧表

平成23年4月1日現在

## 不動産関係

登記の事項	課税標準	税率
(1)所有権の保存登記 ①一般の場合 ②個人が新築した住宅又は建築者から取得した新築分譲住宅 ③個人が新築した特定認定長期優良住宅又は建築者から取得した新築の特定認定長期優良住宅	不動産の価額	0.4% 0.15% 0.1%
(2)所有権等の移転登記 ①一般の場合 ②遺贈・贈与その他無償名義による場合 ③相続または法人の合併・分割による場合 ④個人が建築者から取得した新築分譲住宅 ⑤個人が取得した特定の既存住宅	同上	土地1.3%※1 その他2.0% 2.0% 0.4% 0.3% 0.3%
(3)賃借権等の設定、転貸の登記 ①一般の場合 ②相続または法人の合併・分割による場合	同上	1.0% 0.2%
(4)所有権の信託の登記	同上	土地0.25%※2 その他0.4%
(5)抵当権の設定の登記 ①一般の場合 ②住宅((1)の②③、(2)の④)に該当するものの取得資金の貸付を受けるための抵当権の設定登記 ③住宅((2)の⑤)に該当するものの取得資金の貸付を受けるための抵当権の設定登記	債権金額、極度金額	0.4% 0.1% 0.1%
(6)抵当権の移転の登記 ①一般の場合 ②相続または法人の合併・分割による場合	債権金額、極度金額	0.2% 0.1%
(7)仮登記・・・所有権の移転の仮登記、所有権の移転請求権の保全のための仮登記	不動産の価額	1.0%
(8)附記登記	不動産の個数	一個につき1,000円
(9)登記の抹消（土地・建物の表示の登記の抹消を除く）	不動産の個数	一個につき1,000円

(注)(1)の②③、(2)の④、又は(5)の②の特例を受ける住宅は次の要件を満たすことが必要。

イ 新築又は取得後1年以内に登記すること。

ロ もっぱら自己の住宅用家屋で床面積が、50m<sup>2</sup>以上

(2)の⑤及び(5)の③の場合

上記イ、ロに加えて、建築後20年(耐火構造の場合は25年)以内に購入した住宅又は一定の耐震証明のなされた住宅であること。

※1 平成24年4月1日～平成25年3月31日までは1.5%

※2 平成24年4月1日～平成25年3月31日までは0.3%

会社の商業登記関係

登 記 の 事 項	課 税 標 準	税 率
(1)設立登記 ①合名会社・合資会社 (合併・組織変更による設立を含む) ②株式会社(3)の①を除く) ③合同会社	申請件数 資本金額 "	1 件につき 6 万円 0.7%(最低15万円) 0.7%(最低6万円)
(2)増資登記(3)の②を除く)・・・株式会社・合同会社	増加資本金額	0.7%(最低3万円)
(3)合併・組織変更・分割による登記 ①合併・分割・組織変更による株式会社の設立 ②合併・分割・組織変更による株式会社の増資登記	資本金額 増加資本金額	} 0.7%(最低3万円)
(4)本店・支店の登記 ①支店の設置 ②本店・支店の移転	支店の数 本店・支店の数	1 か所につき 6 万円 " 3 万円
(5)社員・取締役・監査役に関する事項の変更登記 ①資本金 1 億円以下の会社 ②資本金 1 億円超の会社	申請件数 "	1 件につき 1 万円 " 3 万円
(6)その他の登記 ①会社の解散 ②清算終了 ③登記事項の変更、消滅、廃止 ((1)~(6)①以外のもの) ④更正・抹消 ⑤支店においてする登記・・・一般の登記 更正・抹消の登記	申請件数 " " " " "	1 件につき 3 万円 " 2 千円 " 3 万円 " 2 万円 " 9 千円 " 6 千円